

2-5 公費解体・自費解体

No	自治体名 【更新日】	内容	対象	手続	連絡先	URL	QR
1	八代市 【20201211更新】	<p>■公費解体と自費解体のお知らせ</p> <p>■自費解体は解体撤去費用を補助する制度で、市の事業対象となる部分を上限として償還払い（審査後の後払い）します。支出された費用全額を補助するものではありません。なお、登記簿・固定資産台帳の面積と実測が異なる場合は事前にご相談ください。</p>	<p>■被災した家屋：①り災証明書で全壊、大規模半壊、半壊と判定された家屋 ②八代市が調査を行い半壊以上を認めたもの（空家、倉庫、納屋など）</p> <p>■被災した事業所等：八代市が調査を行い半壊以上と認める中小企業又は公益法人等の事務所など</p> <p>■建物の一部解体は対象外</p>	<p>■受付期間：公費解体は令和2年9月1日～令和3年3月31日</p> <p>■自費解体は令和2年9月1日～10月30日</p> <p>■受付時間：9:00～17:00</p> <p>■受付窓口：循環社会推進課（0965-34-1997）</p>	市民環境部 循環社会推進課 0965-34-1997	https://www.city.yatsushiro.lg.jp/kijij00313882/index.html	
2	人吉市 【20210121更新】	<p>■公費解体：令和2年7月豪雨により損壊した被災家屋等を、当該物件所有者の申請に基づき、人吉市が所有者に代わり、災害廃棄物として解体・撤去をする制度</p>	<p>【対象】</p> <p>■被災した家屋：①り災証明書で全壊、大規模半壊、半壊と判定された家屋か、②市が調査を行い半壊以上と認める建物（EXり災証明書が発行されない倉庫など）</p> <p>■被災した事業所等：市が調査を行い半壊以上と認める中小企業又は公益法人等の事務所（EXアパート・貸家・事務所・工場・倉庫・店舗・地域で所有する施設など）</p> <p>※家財・貴重品等は転居前に回収してください（ただし、倒壊の危険等あれば別）</p> <p>※建物の一部の解体は対象外</p>	<p>【必要書類】</p> <p>■申請期限：令和3年3月31日まで</p> <p>■公費解体 ①申請書②り災証明書（半壊以上）③本人確認書類④建物の登記事項証明書⑤配置図⑥被災家屋等の現況写真（⑦被災家屋等の全景が写った写真⑧被災状況が確認できる写真）⑨申請者の印鑑登録証明書⑩その他</p>	人吉市公費解体コールセンター 0966-22-2124	https://www.city.hitooshi.lg.jp/q/awiew/101/14558.html	
5	天草市 【20201007】	公費解体・自費解体の申請受付開始	<p>■対象：令和2年7月豪雨災害により損壊し、「全壊」「大規模半壊」「半壊」のり災判定を受けた、住家（借家を含む。）および同一敷地内にある家屋など（倉庫・小屋）が対象</p> <p>※HPに詳細なFAQがあり、参照してください。</p>	<p>■申請期限：令和2年12月28日まで</p> <p>■窓口：市民環境課、牛深支所市民生活課、各支所まちづくり推進課</p>	市民生活部 市民環境課 0969-32-7861	https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kijij0037483/index.html	
6	芦北町	公費解体申請受付開始 ※一部解体は対象となりません ※修繕・リフォーム等の費用は対象となりません	<p>①り災証明書の被害状況が全壊、大規模半壊、半壊の認定を受けた家屋</p> <p>②町が認定調査を行い、①と同等の被害があったと認めた建物</p>	<p>■受付期間（公費解体）：令和3年1月29日</p> <p>■受付期間（自費解体）：令和3年2月26日</p> <p>■受付窓口：住民生活課 環境対策係</p> <p>■必要書類・公費解体 ①申請書②り災証明書等（半壊以上判定のもの）③本人確認できる免許証等④配置図⑤建物の登記事項証明書（全部）⑥被災家屋等の現況写真⑦申請者の印鑑登録申請書⑧その他</p> <p>■必要書類・自費解体 ①～⑤は公費解体と共通⑥解体工事の前・中・後の状況が分かる写真⑦解体工事に係る契約書・見積書（内訳書）・請求書・領収書⑧解体工事に係るマニュアル伝票（E票の写し。詳細はHPに記載）⑨その他</p>	住民生活課 環境対策課 0966-82-2511	http://www.ashikit-a-t.kumamoto-sgn.jp/www/contents/1596550307755/index.html	
12	相良村 【20201228更新】			<p>■期限：令和3年2月5日まで</p> <p>なお自費解体は終了しました。</p> <p>■受付会場：相良村役場村民ホール</p>	保健福祉課 保険係 0966-35-1032	https://www.vill.sagara.lg.jp/q/awiew/910/1273.html	

15	球磨村 【20201218更新】	■被災家屋の解体・撤去	り災証明書で「全壊」「大規模半壊」「半壊」の判定を受けた個人の家屋等、中小企業者の事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ■申請受付が予約制で、9月2日から来庁または電話（0966-32-1139）で予約。 ■申請受付期間：9月7日～令和3年3月31日（9時～16時※予約時に指定された日時に来所） ■受付会場：コミュニティセンター清流館 	生活環境課 0966-32-1139	http://www.kumamura.com/gyousei/2020/08/11795/	
15	球磨村 【20200831更新】	■自費解体の費用償還	令和2年10月31日(土)以前に契約したもので、り災証明書で「全壊」・「大規模半壊」・「半壊」の判定を受けた個人の家屋等や、中小企業者の事業所等で、生活環境の保全上撤去が必要と認められるもの	<ul style="list-style-type: none"> ■申請受付が予約制で、9月2日から来庁または電話（0966-32-1139）で予約。 ■申請受付期間：9月7日～令和2年12月25日（9時～16時※予約時に指定された日時に来所） ■受付会場：コミュニティセンター清流館 	生活環境課 0966-32-1139	http://www.kumamura.com/gyousei/2020/08/11798/	
16	あさぎり町 【20200805更新】	※あさぎり町の広報内容はHPの各種支援制度等のご紹介を参照		<ul style="list-style-type: none"> ■必要書類（り災証明書） 	町民課 0966-45-7213	https://www.town.asagiri.lg.jp/q/aviiew/955/14927.html	
18	玉名市 【20201001更新】	公費解体・自費解体の申請受付開始		<ul style="list-style-type: none"> ■期限：令和2年11月30日 ■窓口：市民生活部 環境整備課 	市民生活部 環境整備課 0968-75-1118	https://www.city.tamana.lg.jp/q/aviiew/199/17464.html	